

【200203：訂正】

令和元年度（2019年度）
第2回公共事業評価専門委員会
会 議 録

日 時：令和元年7月24日（水）10：00～12：00

場 所：道庁別館庁舎10階 労働委員会会議室

【出席者】

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
委 員 長	内田 賢悦	北海道大学大学院工学研究院教授
委 員	庄子 康	北海道大学大学院農学研究院准教授
委 員	玉堀 ひろ子	玉堀司法書士事務所
委 員	野呂 美紗子	(一社)北海道開発技術センター調査研究部主任研究員
委 員	山本 忠男	北海道大学大学院農学研究院講師
委 員	渡部 要一	北海道大学大学院工学研究院教授

【事務局(北海道)】

総合政策部政策局計画推進課長

齋藤 幹夫

総合政策部政策局計画推進課主幹

小林 有

建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長

鈴木 邦明

建設部建設政策局建設政策課主幹

今堀 浩一

ほか

1 開 会

2 議 事

(1) 過年度公共事業（大規模等）事前評価対象地区の事業採択結果報告について
事前評価における実施細目 1 の評価対象地区の結果報告として、平成 29 年度及び平成 28 年度に公共事業（大規模等）事前評価を行った 32 地区の事業採択結果について報告。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

32 地区のうち、事業概要等に変更箇所のある地区は各部より報告。

【農政部農村計画課】

整理番号 1 から 22 番の農政部所管事業 22 地区に係る事業内容等の変更箇所について、資料 1 に基づき説明。

【水産林務部漁港漁村課】

整理番号 23 から 25 番の水産林務部所管事業 3 地区に係る事業内容等の変更箇所について、資料 1 に基づき説明。

【建設部河川砂防課】

整理番号 26 から 32 番の建設部所管事業 7 地区に係る事業内容等の変更箇所について、資料 1 に基づき説明。

《 質 疑 》

【山本委員】

営農用水整備関係を行った地区は、総じて B/C が上がるということか。

【農政部農村計画課】

効果算定の基本的な考え方が 29 年度に変わったため、それ以降の地区、たとえ今年度の春の事前評価で審議いただいた地区は新しい考え方をもって全地区整理している。その見直しをした結果、数値が少しプラスの方に傾いたということ。

【山本委員】

具体的にはどういった効果が変わるのか。

【農政部農村計画課】

営農用水施設整備の効果は、基本的には大部分が営農経費節減効果である。

もしこの施設がなかったときに、飼っている牛の水をどういう形で調達するのが効果の要素となっている。

これまでは、河川から牛の飲み水を調達する考え方で整理していたところ。

しかし、平成 29 年度の農水省とのヒアリングで、「浄水した水を牛に飲ませることを前提に営農用水施設整備を実施するものであり、浄水の調達により営農経費を算定すべき」との見解を受け、効果算定手法を変更したものの。

この変更を受け、浄水を使用する位置（牧場所在地）と浄水を調達できる位置（既存浄水施設）との距離により、効果が変わってくる。

【野呂委員】

9 番と 17 番の受益戸数が減っていることについて聞きたい。9 番だと 21 戸が大雪の影響で 19 戸となったとのことだが、なぜ大雪で受益戸数が減るのか説明してほしい。17 番は 178 戸が 159 戸と大幅に減っているようなので、双方 1 年間の間に何があったのか説明してほしい。

【農政部農村計画課】

農政部所管事業分については、最初に包括して説明したが、大雪の影響による整備量増の結果、総事業費が増になったことと、土地の権利移動による受益戸数の増・減は別の説明になる。

受益戸数の減については、土地の権利移動というのが計画期間の中でどうしても発生する。例えば、事業に参加していた方が離農しても、その方が所有していた農地を周辺の担い手の方が経営を継続する場合、面積自体に大きな変化がなくても、離農した人の受益戸数が減っているということ。

【野呂委員】

共和町の 178 戸が 159 戸というのは 19 戸も辞めて移動されたということか。

【農政部 農村計画課】

この地区も先程申し上げた内容の案件。

【内田委員長】

1年間で約20戸減ったということか。

【農政部 農村計画課】

この地区は、離農した農家もいるが、法人化した農家も含まれる。1農家が1戸ということでカウントしていたものが法人化することによって、数戸が1戸とカウントされ、実際の農家数が変化していなくても事業上のカウントとして受益戸数が減少している。

【渡部委員】

整理番号28番、29番の事業着手年度の変更については、補正予算の前倒しで事業採択になったということだが、この2事業が採択された経緯を教えてください。

【建設部河川砂防課】

補正予算は年度内の事業着手ということが条件になっており、この2河川については3月に発注できる見通しがあったため、この2河川が採択された。

【内田委員長】

(1)の過年度公共事業(大規模等)事前評価対象地区の事業採択結果報告については以上とする。

(2)令和元年度公共事業評価における実施方針(案)について

令和元年度公共事業評価における実施方針(案)について、事務局から説明。

【事務局(総合政策部計画推進課)】

実施方針(案)及び様式(案)【資料2~7】について、昨年度、「平成30年度」からの変更点を説明。

実施方針(案)の変更点は、年度の更新、文言の修正、略称の追加・修正、提出期日の変更、留意事項の追加。

様式(案)の変更点は、主に年度の更新と文言の修正。

再評価（様式 1）に関しては、当初計画又は直近評価の事業概要等の記載欄を追加し、再評価の事業概要等と二段書きに変更。

再評価（様式 3）に関しては、「V 評価 3. 事業達成の見込み評価 a」を変更。

平成 30 年度第 3 回公共事業評価専門委員会において、事業期間を大きく変更する事業に対し、「十分達成が見込まれる」という評価に違和感があるといった意見を踏まえ、「現時点では事業の進捗に影響する課題はなく、達成が見込まれる」に変更。

《 審 議 》

特に意見なし。

《 審議結果 》

実施方針（案）について了承。

(3) 公共事業再評価対象地区の分担について

地区分担の審議に先立ち、再評価の実施方針及び実施細目の規定に基づき報告。

① 評価実施年度の翌年度完了見込み地区の報告

【事務局（総合政策部計画推進課）】

実施方針及び実施細目の規定により、用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度に完了する見込みの地区を評価対象から除く地区として、残事業内容等を専門委員会に報告するもの。

今回の報告地区は、道路改築事業が 4 地区、河川総合流域防災事業が 2 地区、通常砂防事業が 3 地区、都市計画街路事業が 1 地区の計 10 地区のうち、代表として事業進捗の低い整理番号 2 番を説明。

【建設部道路課】

整理番号 2 番について、事業概要、事業経過等について説明。

《 質 疑 》

【山本委員】

この磯谷蘭越線の事業経過が出ているが、当初予定は用地補償にかかる期間は何年と見ていたのか。

【建設部道路課】

用地補償費については、平成 26 年から平成 29 年で完了するという予定だったが、用地買収が難航した部分があったため、最終的に用地買収が終了したのは平成 30 年となった。残りの用地補償費は電柱等の補償費である。

【山本委員】

本工事や測量設計も 1 年ずつ延びたということか。

【建設部道路課】

そのとおり。

《 結 果 》

建設部所管の 10 地区について、再評価対象外とすることを了承。

② 高進捗率及び主要工事完了地区に係る報告

【事務局（総合政策部計画推進課）】

再評価における一次政策評価の実施細目 5 の規定により、事業費の進捗率が概ね 90%以上又は主要工事が完了している地区のうち、再評価の確認が必要と判断される地区については、その内容を専門委員会に報告するもの。

今回の報告地区は、道路改築事業が 1 地区、北海道営住宅事業が 1 地区の 2 地区。

【建設部道路課】

○道路改築事業費 川西芽室音更線

主要工事完了地区について、事業概要、進捗状況等を説明。

《 質 疑 》

【玉堀委員】

進捗状況等、この事業で今一番、問題になるところはどこか。

【建設部道路課】

橋梁の架替え工事であり、既設の橋の隣に新しい橋を架ける工事となっている。新橋は今年度に完成する予定。残りの事業は旧橋の解体だが、長さ 490m という非常に長い橋であるため工事は3年間続くが、主要工事が完了している地区ということで報告した。

【玉堀委員】

旧橋をこれから壊すことについては、予定どおり完了できるということか。

【建設部道路課】

旧橋の解体は計画に沿って解体するものであるため、主要の部分が完了したと考えている。

【野呂委員】

意見というよりお願いだが、ほぼ完了していることがわかる資料を今後はいただきたい。事業の経緯や目的の説明はあったが、今後問題なく事業が終わることを何を持って我々が見るかという、説明いただいた内容と、できれば現状で概ね橋が出来上がっている状況と今後3年で問題なく完了することについての説明があるとわかりやすかったので、今後はそのような資料をお願いしたい。

【渡部委員】

特に再評価の必要があると思って発言するわけではないが、解体に3年かかり、費用もものすごく大きい。費用と時間がかかる理由はどこにあるのか。

【建設部道路課】

旧橋は昔の橋であるため、ピア（橋脚）が非常に多い。このような橋を解体するとなると、河川管理者から河川阻害率について条件がつけられるため、一度に壊すことができず、1年のうち渇水期に2つか3つのピアを壊さなければならないことと、洪水敷の中にピアが入っており、これを撤去しなければならないが土留めとして矢板を打つ等の経費も必要になるため、その部分で費用が高くなるものである。

《 結 果 》

再評価対象外として了承。

【建設部住宅課】

- 北海道道営住宅事業特別会計 日の出地区
高進捗率地区について、事業概要、進捗状況等を説明。

《 質 疑 》

【山本委員】

10 億円近い事業費の変更理由は何か。

【建設部住宅課】

事業費が変更になった理由としては、当初の平成 24 年度と現在の令和元年度を比べると、労務費の金額が大幅に動いている。大工工であれば 70%くらい上がっており、他の労務費も平均で 60%ほど労務費が上がっていることが一つの要因となっている。

鉄筋や鉄骨等の資材単価も同様に比較すると 30%程度、鉄筋の加工費や型枠等の市場単価も 60%ほど上がっている。

その他に、当初想定した整備戸数 70 戸がその後の入居者の意向調査で確認したところ、その団地に残りたいという方が想定より多くなり、整備戸数が 4 戸増えた。

また、既存の敷地の中の道営住宅を壊しながら住宅を建てるということで、1 棟については塗装の下地にアスベストが含まれていたため、アスベストの処理の費用が当初より高んだ。

【山本委員】

単純には比べられないが、資材費や労務費は、先ほど説明があった道路事業でも金額が高くなっても良いような気がするが、それほど目立っていない。住宅になるとどうしてこんなにも上がっているのだろうかというところが引っかかった。同じものではないので比較はできないが、もう少しその辺りを最初に説明いただければよかった。

【玉堀委員】

今、非常に労働者不足や資材不足で工事が非常に遅れているということを聞くが、この住宅事業に関しては、これからの見通しはどのようなものか。

【建設部住宅課】

東北などの地震の時には工事不調等があったが、ここ2、3年は、不調や不落の数は非常に減ってきているため、予定どおり事業は進んでいる。

《 結 果 》

再評価対象外として了承。

③ 再評価対象地区の分担について

【事務局（総合政策部計画推進課）】

今年度の再評価は、先ほど審議した「令和元年度の再評価における実施方針」により、「事業採択後長期間を経過した時点で継続中の地区」、「再評価実施後一定期間が経過している地区」が対象となり、全部で29地区。

内訳は建設部所管事業が29地区、農政部及び水産林務部の所管事業はない。

全員評価地区は、整理番号2番、道路改築事業費（名寄遠別線）を提案。

次に各委員の担当する地区は、全員評価地区を除き、28地区となり、各委員4地区を担当。

《 質 疑 》

【山本委員】

当初計画欄が空欄のものは。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

当初計画においては、総事業費10億円以下だったものが、事業着手から5年以上を経過するため、再評価の対象となったもの。

【山本委員】

このようなものは再評価から除くことはできないのか。

【事務局（総合政策部計画推進課）】

事業着手から5年以上を経過するので対象。

《 結 果 》

全員評価地区については、建設部所管事業の道路改築事業（名寄遠別線）の1地区で決定。

3 その他

（1）令和元年度公共事業評価専門委員会スケジュール（案）について

【総合政策部計画推進課】

資料12に基づき、令和元年度公共事業評価専門委員会のスケジュールについて説明。

《 質 疑 》

特に意見なし。

2 議 事

（4）平成30年度公共事業事前評価対象地区の審議について

全員評価地区である「きたひろしま総合運動公園線（仮称）」について、担当課から事業概要等を資料（パワーポイント）により説明。

【建設部道路課】

きたひろしま総合運動公園線は、当初5月の専門委員会で説明する予定だったが、環境調査が完了していなかったため、本日の専門委員会で説明させていただく。

まず1ページ目、事業目的・概要について説明する。きたひろしま総合運動公園は北広島市街にある都市公園であり、現在、北広島市において、ボールパーク整備などを進めている。このきたひろしま総合運動公園の整備に伴い、イベント開催時には周辺道路において、交通渋滞が発生し、地域の生活や円滑な物流などに影響を及ぼすことが懸念されている。当事業は、きたひろしま総合運動公園へ連絡する道路を整備することにより周辺道路の交通分散を図り、安全で円滑な道路交通の確保と、きたひろしま総合運動公園へのアクセス向上を図る。次に計画の概要について、延長は「2.8キロメートル」、幅員は車道6.5メートル、路

肩は両側に 1.25 メートル、総幅員「9.0 メートルの二車線の道路」、計画交通量は「一日当たり 7 千 3 百台」、全体事業費は「63 億円」、事業期間は 2020 年度から 2022 年度、B/C は当該路線と北広島市が整備予定の西裏線を含んだもので「1.08」となっている。

次に 2 ページ目、「きたひろしま総合運動公園」整備について説明する。北広島市からきたひろしま総合運動公園の配置イメージ図は、未確定により公にできない状況にあるため、取扱注意資料として別綴じで用意している。なお、この資料は説明が終了した後、回収させていただきます。取扱注意資料の別紙 1 です。きたひろしま総合運動公園は球場をはじめ、住民の交流やスポーツなどを楽しむリクリエーションの場のほか、防災拠点としての活用を計画している。

次に 3 ページ目、「きたひろしま総合運動公園」整備後の交通需要について説明する。北広島市では公園開設後のプロ野球の試合開催時において、来場者 3 万 5 千人とその分担率を想定している。その結果、自動車交通 4 千台が集中することを方向別に推計している。交通のピークは、平日 18 時に試合開始の時は 17 時台に混雑が発生すると想定している。

次に 4 ページ目、プロ野球開催時の平日 17 時台の混雑状況の検討結果を説明する。左上の図は現況の道路網において、道路整備をしない場合の混雑状況を示す。この場合、国道 274 号と江別恵庭線の交差点では、渋滞損失時間が「209 人時間/時」となり、北海道渋滞対策協議会の定める渋滞対策箇所の基準値（182.6 人時間/時）を上回る渋滞が発生する推計となる。他に江別恵庭線と栗山北広島線の交差点、同じく栗山北広島線と北進通の交差点において、渋滞が発生すると推計している。

右上の図はきたひろしま総合運動公園線のみを整備した場合の混雑状況を示す。この場合、国道 274 号と江別恵庭線の交差点の渋滞は解消されるが、この交差点から札幌よりの国道 274 号と大曲椴山線の交差点において、渋滞が発生する推計となった。江別恵庭線と栗山北広島線の交差点、栗山北広島線と北進通の交差点においては、混雑度は緩和される。

左下の図は西裏線のみを整備した場合の混雑状況を示す。この場合、国道 274 号と江別恵庭線の交差点の渋滞は解消されるが、栗山北広島線と北進通の交差点において、渋滞が発生する推計となった。

右下の図はきたひろしま総合運動公園線と西裏線の 2 つの路線を整備した場合の混雑状況を示す。国道 274 号と江別恵庭線の交差点、国道 274 号と大曲椴山線の交差点、共に交差点の渋滞は解消される推計となった。江別恵庭線と栗山北広島線の交差点、栗山北広島線

と北進通の交差点においても、混雑度は緩和される。

なお、これらの図面は試合がある場合の推計であって、試合のない時においては、大きな混雑は発生しないと推計している。

次に5ページ目、平常時における「きたひろしま総合運動公園線と西裏線を共に整備した場合」の交通量図を示す。この時の交通量は、きたひろしま総合運動公園線は7千3百台、西裏線は6千5百台を計画している。

次に6ページ目、計画ルートを選定を説明する。ルートを選定に当たっては、オレンジ色の短絡案（Aルート）、赤色の裏の沢川右岸案（Bルート）、青色が裏の沢川左岸案（Cルート）、緑色がJR北側案（Dルート）の4ルートにより比較検討をしている。オレンジ色のAルートは、特別天然記念物の野幌原始林と近接することで比較から除外した。赤色のBルートは経済性、走行性も良い案と判断した。青色のCルートは、裏の沢川に隣接する形から擁壁が必要になり、パークゴルフ場の物件補償が発生するため、経済性に劣る案となる。緑色のDルートは、JRと西裏線を跨ぐ立体交差が必要となるため、経済性と走行性に劣るルートと判断した。以上のことから、野幌原始林や裏の沢川などへの環境への影響や経済性を考慮し、赤色のBルートが適切と判断した。

次に7ページ目、Bルートを示しております。橋梁は現在4箇所を予定している。現在、実施設計中のため、橋長等については、今後変更となる可能性がある。

次に8ページ目、ここからは環境調査の説明をする。事業の実施に当たり、自然環境への影響を把握するため、環境調査を実施した。期間は平成30年7月から令和元年7月までの1年間で、この8ページ目はその調査のエリアを示す。

次に9ページ目、環境調査のスケジュールを示す。植物、動物等の調査項目や調査時期をまとめたものです。以降、調査結果について説明する。

次に10ページ目、左側は植物調査の結果です。フクジュソウやヤマシャクヤクなどが確認された。右側は鳥類調査の結果でハイタカ、オオタカ、クマガラの皿巣や利用木が確認された。

次に11ページ目、植物調査、鳥類調査等の位置は、取扱注意資料の別紙2と別紙3に詳

細な位置を記載した。

次に 12 ページ目、左側は両生類等の調査結果でエゾサンショウウオが確認された。右側は昆虫類の調査結果でトンボなどが確認された。

次に 13 ページ目、両生類、昆虫類の位置は、取扱注意資料の別紙 4 と別紙 5 に記載した。

次に 14 ページ目、左側は魚類の調査結果でエゾウグイなどが確認された。右側はザリガニの調査でニホンザリガニが確認された。

次に 15 ページ目、ニホンザリガニの位置は、取扱注意資料の別紙 6 に記載した。

次に 16 ページ目、保全措置の方針としては、繁殖や生息、生育環境への影響の軽減、実行可能な保全措置の検討とし、各保全対象と保全措置の内容を一覧表にした。

次に 17 ページ目、主な保全措置について説明する。全ての動植物、重要種について、野幌原始林からの離隔の確保、野幌原始林との間の隣地の保全、橋梁の採用による動物の移動経路の確保などを考えている。また、ハイタカ、オオタカ、クマゲラについては、4月から7月の繁殖期に関しては、巣から半径 250 メートルにおける工事の回避、工事中的モニタリングを実施し、繁殖状況の確認を考えている。なお、この方法については、道庁内の環境部署、そして専門家に意見を伺い、問題がないことを確認している。また、ヤマシャクヤクなどの植物、エゾサンショウウオ、ニホンザリガニについては、植物は生育適地へ移植、動物は生息水域と同じ水域へ移植、植物移植対象種のマーキングなどを考えている。

次に 18 ページ目、こちらは別紙 7 において、先ほど説明した鳥類、オオタカ等の配慮すべき範囲を記載した。半径 250 メートルの区間は、先ほど説明したとおり、4月から7月は工事を回避することを考えている。

次に 19 ページ目、その他の保全措置として、橋梁構造による鹿移動経路の確保、また、注意看板の設置、低騒音低振動型の建設機械の使用、工事中的濁水処理、法面の早期緑化、外来種の拡散防止などを行う予定である。

次に 20 ページ目、工事の工程表です。鳥類の営巣を配慮して4月から7月の工事を回避することを想定した工事工程である。2020 年度に工事着手して 2022 年度の工事完了を予定している。

次に 21 ページ目、他の整備効果として、広域防災拠点へのアクセスがある。きたひろし

ま総合運動公園は、広域避難場所、防災備蓄倉庫などの防災拠点の活用を予定しており、当事業により広域防災拠点へのアクセス向上が図られる。

資料の説明は以上であるが、続いて別紙として配付した参考資料について説明する。

まず3枚目は、西裏線のみを整備した場合、きたひろしま総合運動公園線のみを整備した場合、両方を整備した場合、それぞれのB/Cを算出した。西裏線のためのB/Cは「1.52」、きたひろしま総合運動公園線のみをB/Cは「1.70」、両方を整備したB/Cは最初に説明した今回のB/Cとして「1.08」となる。

次に、きたひろしま総合運動公園線の計画交通量一日あたり7千3百台を想定しているが、それがどれくらいの交通量かというイメージをお伝えするために資料を用意した。江別恵庭線、野幌停車場線、栗山北広島線、島松千歳線、支笏湖公園線が近い交通量となっている。説明は以上である。

《 質 疑 》

【庄子委員】

環境調査結果に関し、主な保全措置の説明があったが、説明にあった希少種等のうち絶滅危惧種等に指定されているものはどれか。

【建設部道路課】

まず植物は、フクジュソウが道の絶滅危惧Ⅱ類、サルメンエビネ、トケンランが環境省の絶滅危惧種Ⅱ類となっている。鳥類については、クマゲラが環境省と道の絶滅危惧種となっている。昆虫類はハネビロエゾトンボ、エゾアカヤマアリが絶滅危惧種となっている。

【庄子委員】

ニホンザリガニはどうなのか。

【建設部道路課】

ニホンザリガニも絶滅危惧種となっている。

【内田委員長】

ここに載っている動植物が全て希少種ということによろしいか。

【建設部道路課】

そのとおり。

【庄子委員】

その上での私個人の意見だが、私は自然河川上での工事は全部反対する。B/Cは1.08だが、やはりこれだけ希少種が出てきて、絶滅危惧種の生物多様性の価値を損失させるということを費用に入れた場合に、社会的な便益が出るかということはかなり疑問だ。

もう一つは、ボールパークやそれに付随するような道路の設置というものは、環境調査を事前に行った上で計画すべきであり、北広島市は環境調査を実施してから道に要請するべきであったし、道も環境調査の結果を受けて道路を作ることを受けるべきだったと思う。

そうであれば、ボールパークをここに作ったかどうかは別として、このような自然環境の破壊は避けられたはずなので、認められないのではないかと私は思う。

【建設部道路課】

私共としては、絶滅危惧種や希少種をもちろん認識しており、それらについては先ほども申したとおり、移植や工事中の配慮という対応を考えている。そのような形でできる限り影響を最小限にし、事業を進めたいと思っている。

【庄子委員】

道はそういう意見でも、私は認められない。

【山本委員】

先ほど、エゾアカヤマアリが希少種に該当すると言っていたが、路線のど真ん中に巣があるようだ。昆虫類への主な保全措置としては、工事前にしか地形や河道改変の低減をやらないのであれば、路線のど真ん中にある巣はどうするのか。

【建設部道路課】

専門家の意見も伺いながら、移植できるものは移植を考えており、こちらのものについても可能であれば移植はするが、現地の状況を踏まえて対応していく形を考えている。

【山本委員】

可能であれば移植をするということは、可能ではなかったらどうするのか。潰してしまう

と言っていると同じだ。

それと、これだけ自然環境へのインパクトがある事業で、道の内部では大丈夫だとおっしゃっているが、他の専門家が見た場合、これはやりすぎではないかという意見も出る可能性もある。

そこまでして北広島市が道路を設置したいなら、そのようなリスクも含めて市が建設すべきであり、あえてそのリスクのあることを道が事業として行うべきなのか。

金額的にあまり変わらないのであれば、全く環境への影響がないわけではないが、比較的影響の少ない西浦線の事業を道が実施する考え方もあるのではないか。

【建設部道路課】

自然環境の関係については、もちろん北広島市とも話はしている。今、北広島市でも、自然環境団体や有識者を含めた意見交換会を設け、意見交換をし、意見をできる限り取り入れながら進めていく形で、それを道もそのような意見等を踏まえ、進めていきたいと思っている。

道路については、きたひろしま総合運動公園線と西裏線の2つあり、市はきたひろしま総合運動公園線を道事業として実施していただきたいという要望がきている状況である。

【山本委員】

前も聞いたかもしれないが、なぜ市が西裏線で、道がこちらの道路をやらなければいけないのか、もう一度説明いただきたい。

【建設部道路課】

西裏線もきたひろしま総合運動公園線も両方に橋梁があり、どちらも簡単な工事ではない。そのような状況の中で、市がきたひろしま総合運動公園線を道で実施してもらいたいと要望してきている背景については、この道路整備は、防災拠点になり得る施設ができることも含め、将来的にはインターチェンジと防災拠点を結ぶ路線として緊急の輸送道路となり得るため、それを受けて計画を進めている状況となっている。

【山本委員】

パターン分けで B/C を出しているが、北広島市で整備している大曲榎山線も入れて計算をしないとおかしいのではないか。きたひろしま総合運動公園線に繋げるために橋梁を作っているのではないか。

【建設部道路課】

大曲榎山線については、従来から北広島市で事業を手がけており、J Rを跨ぐ橋梁も含め、改良を行っている。大曲榎山線は考慮せず、あくまでも西裏線と北広島総合運動公園線のそれぞれのみと、合わせた場合という形で計算している。

【山本委員】

市道大曲榎山線はもう既に出来上がっているという考え方が。

【建設部道路課】

そのとおり。

【山本委員】

了解した。

【渡部委員】

今回、環境に非常に配慮しなければいけない地域を通るということで、調査結果が上がってきているわけだが、その中で、保全については事業を進めるということになった場合には保全に全力を尽くすということになると思うが、何か類似の事例で、過去の成功例あるいは失敗例がもしあればご紹介いただきたい。

【建設部道路課】

資料をご用意していないが、私の知っている範疇の中では、二ホンザリガニについては、工事する際に現場で見つかった例がある。そのような時は現場外に移植をし、現場を進めている。

また、今、進めている事業としては、ある所で希少なブナ林が見つかり、そこに道路がぶつかる形になった。そこに関しては、専門の先生に見ていただき、種を採り、その遺伝子を継続させて、そこから苗を作り、成長させ、それを現地に移植するというやり方が一つと、まだ若い木に関しては、移植をして道路外に出す方法をとっている実例はある。

【渡部委員】

努力するということは大事だ。これまでも努力してやってきた部分はあると思う。その後、フォローアップもそのような事例ではされているだろうから、情報を集めることも大事だ

と思う。

その一方で、今回のこの案件では、橋梁で飛ばす部分や盛土を行う場所もある中で、今回の調査の中でも、計画路線に近い場所や離れている場所があるが、調査結果がこのように出てきている中で、一様に出ている、並んでしまっている。

資料に、これは守る、これは努力しないとイケないなどの、濃淡がない。それがあると、ここは注目しなければならない、ここは対策することによって解決できるのではないか、或いは、これはみんなで知恵を絞らないと難しいのではないか、そういうことはないのか、そういうことも含め、ただ実施した調査結果はこうなっておりここに希少種がいた、それがあの中で、議論するよりも、やっぱりもう一歩進んだところで、この事業を進めても対策を取れるということを見せていただくと、進めていいのではないかという判断できる。

もう一歩何か進んだものがあるといいという気がする。

【建設部道路課】

私共としては、自然保護団体からご意見をいただいている。その団体の中にも専門の先生がいらっしゃるようで、その先生のご意見を聞いて、エコロードと言われる整備があるが、そのエコロードに沿って整備をしていただきたいというご意見もいただいている。

また、環境に関する委員会を設立できれば、それを道として、整備中、整備後についても、その委員会を継続し、環境を100%守れるのかどうか厳しいところではあるが、今後整備したあとも、その環境について、どのように再生していくかということも含め、環境保護団体と有識者とを含めて検討を進めていきたいと考えている。

【渡部委員】

事業を進めることになった場合には、それをしっかりと監視する環境監視委員会のようなものを設けている公共事業もあるので、そのような体制作りということまで含めて計画を作り、きちんと誰かが監視し、そこが納得しないと工事は進まないという体制ができると思う。工夫があるといい。

【野呂委員】

ルートの設定について、以前は表があった気がする。今日の説明では、裏の沢川右岸ルートありきに見えるところもある。ルート選定について説明いただき、環境に対してどのような影響があるかということを含めた判断も必要となってくると思うので、経済性や走行性の比較に環境面も含め、きちんと見ていただく方がいいと思う。

また、環境調査のスケジュールで、今後も北広島市と一緒に調査を行っていくという想定だと思うが、環境調査に哺乳類の項目がない。哺乳類に関して鹿対策を行うこともあるので、鹿がどこを通っているか痕跡調査といったものを追加していただいた方がいいと思う。それに付随し他の哺乳類も出てくると思うので、哺乳類についても調査をしていただいた方がより保全対策として、どこに出てどう守ってどう横断させるか考えられると感じた。

以前、個別にお話を聞いたときに、今回のこの事業で環境を改変するといったところもあり、尚且つ、野幌原始林も近いといった中で、環境に配慮した対策工や、或いは、天然記念物の周辺の用地を北広島市が道が購入し、将来的に改変行為を行わないというような保全対策も行っていく予定だと聞いている。

そこをもう少し説明いただいた方がいいと感じたのと、きたひろしま総合運動公園は集客が見込まれる場所でもあるので、道民への理解も含めての道で取り組んでいる事業の周知を行なった方がいいのではないかと説明いただいたので、この場で話させていただいた。

【建設部道路課】

以前説明したときには一覧表はあったが、今回は割愛をさせていただいた。先ほど口頭で説明した内容と重複するかもしれないが、特に以前の話題にもあったJRの北側を行くルートについては、JRと西裏線を跨ぐ道路となることと、カーブがきつくなること、JRを越えるので勾配もきつくなるといったことで、走行性に劣るということで、全体的な計算をしている。

裏の沢川左岸案は、裏の沢川に非常に隣接する形になるため、擁壁等の設置が必要になることと、川への影響もあるということも含めて、今回示した裏の沢川右岸案を選択した状況となっている。

また、先ほどのお話にあった天然記念物の箇所だが、こちらは北広島市でこの計画ルートと天然記念物の間の用地について、天然記念物の追加指定ということで文化審議会から文科省の大臣の方に答申がなされ、6月21日に追加指定となり、今後北広島市で買収し、離隔を確保するといった形で進めているところ。

【内田委員長】

環境について、たくさんの非常に重要な意見が出ているので、しっかり受け止めていただきたいと思う。

また、私も一つの視点としては、やはり公園と名前がつき、その公園にアクセスするための道路というものは道で実施すべきという大義名分になっているかと思うが、当然公園に

求められる条件は一般的に公共財でなければだめであり、その中で公共財というものは非排除性と非競合性がなければだめである。

非排除性というのは誰でもタダで利用できること、非競合性というのは誰かが利用すると誰かが利用できない、そうでなければ基本的に公共財とは認められなく、公共事業の対象とは中々なりづらいと私は理解しているが、今問題になっているのは、野球のある時期だけに何か問題があり、それ以外のときはそうでもないということがありながらも、果たしてこの公園は公共性がそんなに高いのかというところがいまいち伝わってこない。

今の資料を見ると、防災拠点の役割やスポーツ施設の役割があり、いろいろ一般市民もその効果を楽しむような効果はたくさんあるので、実態としては両方あるような感じがする。ただ、施設が作られた後に、本当に道道としてやるべきだったのかという議論が出てくる可能性がある。

【建設部道路課】

現状は、まだ確定はしていないが、ボールパークやその他施設が整備されるとは聞いている。あくまでも公共的なものといった要素がある中で、我々としては道路を整備することを考えている。

【内田委員長】

施設ができたあとに本当にそのように道民がとらえるのか。

ただ、やはり球場はできるし、できた後に交通混雑という問題は絶対出てきそうな感じなので、何らかの事業は必要なのかなということは個人的にあるが、そういった点でも委員のみなさんにもし意見があったらいただきたいと思う。

【庄子委員】

今おっしゃった公共的な視点ということに関しては、北広島市の防災的な要求がありボールパークも一緒に整備するというようなことが事前にあったならわかるが、公共財という形で使うのは難しいのではないか。

これは個人的な意見だが、委員会では反対をされたけれども、道の判断としてそれでも実施する必要があると、道は道で独自に判断すればいいのではないかなと私は思う。

【玉堀委員】

委員はみんな環境にも配慮してほしいと一番に思っている。それでも道としての判断と

しては、経済的な効果、それから発展を考えている。いつも最後は、開発かそれとも保護かというところが問題になると思うが、この事業がどうしても進むのであれば、先ほど説明者からお話があったとおり、無くした自然は戻らないにしても、これ以上は無くさせないということで新たな自然保護の地区を確定して、見直していただき、妥協した案を進めるしかないのかと先ほどから考えている。

委員会としては、無くなったものは戻らないという強い意志は出していることを伝えていただきたいと思う。

【庄子委員】

玉堀先生に追加するような形だが、環境を保全しなければならないので絶滅危惧種の指定があるわけで、指定されているのに工事するというのなら、何のための絶滅危惧種の指定なんだという話である。確かに経済性や地域の振興のためということもあるが、それにしてもやはり、さすがにこれはやり過ぎではないかというのが私の本音だ。

【内田委員長】

かなり厳しい意見が出ている。十分ではないかと思うが、球場ができることはもう決まっております3年後には交通混雑が起きることに対して、公園の指定がありそこへのアクセスということは道の役割としてあるかと思う。

その中で混雑を解消するという話題は今回見送ったとしても出てくる可能性があるので、そのような点を踏まえ、付帯意見を付けて、事業要望を行なうことは妥当だと判断するか、或いは妥当ではないとするか。

他には継続審議という案もあるかと思うが、これ以上議論してもあまり話は出てこないと思う。例えば環境監視委員会みたいなものをつけて監視を続けながら、中断や中止も含めて何かあった時には即座に対応できるような体制を作ることを条件付けても、やはり事業は実施しない方がいいか。

【庄子委員】

私の個人的意見としてはバツだと思っているが、委員会としてどうされるかは委員長にお任せしたい。このようなこともあるだろうと思い、付帯意見も3つ考えている。

1つは、これは委員のみなさんのご判断だと思うが、ボールパークが設置されることが決まっております交通混雑が発生するという条件の下でこの計画が出されて今回審議しているが、ボールパークができるというかなり大きい経済的なものが最初に決まってしまった上での

判断であり、これは特別な状況だということをもまず1つ書いていただきたい。

もう1つは、本事業の実施に関しては反対の委員がいたということ。

最後は、ここに書いてある絶滅危惧種の全ての種の名前を入れた上で、これらに悪影響を与える事業であるということをも明記していただきたい。

【山本委員】

先ほどおっしゃった公共財としての価値だが、公園の整備のプランはまだ決まっていな
いというのは一番大きいと思う。

もう一つ私が気になっているのは、西裏線ときたひろしま総合運動公園線の2本があり、
西裏線は無くしてきたひろしま総合運動公園線1本完成すればある程度の渋滞は解消される。
北広島市は本気で西裏線を作る気があるのかどうか。道の方で着手したこの道路ができて、
北広島市は予算がないから西裏線を整備することを止めるということをするのではないか
という不信感がある。そもそも北広島市はそんなに規模の大きな町ではない。ただでさえ
ボールパークにお金が掛かるのに、道路にもお金を掛けられるのかという、その辺りがはっ
きり見えていない。

事業実施については、反対の意見もあるし、絶対道路がいるということはわかるが、この
計画ルートでなくてもよいのではないかというのが正直なところ。ただ、庄子先生がおっし
やっているとおり、自然環境の影響を考えた場合、付帯意見を付けるのであれば仕方ない
ような気がする。

【内田委員長】

だいたい収束に向かってきているかと思うが、やはり付帯意見無しで通すということは
妥当ではないと思う。かなり厳しい意見が出たことを踏まえて、付帯意見については私に一
任していただきたい。

《 当該地区の対処方針 》

【内田委員長】

当該地区の対処方針については、付帯意見を付け「事業要望を行うことは妥当」と認める。

4 閉会